

和光市勤労青少年ホーム 意見交換会

日時：令和8年2月26日（木）17:00～19:00

2月28日（土）10:00～12:00

場所：和光市勤労青少年ホーム 2階講習室

担当：和光市 市民環境部 産業支援課

和光市勤労青少年ホーム 意見交換会 次第

- 1 開会
- 2 廃止の検討に至った経緯・今後の流れについて
- 3 アンケート結果について
- 4 代替施設について
- 5 質疑応答
- 6 閉会

勤労青少年ホーム利用者の方から運営に関する率直なご意見を伺い、
施設運営や廃止までの手続きの参考にさせていただきたいと考えております。



勤労青少年ホーム廃止の検討に至った経緯について

1 平成27年
勤労青少年福祉法の
改正



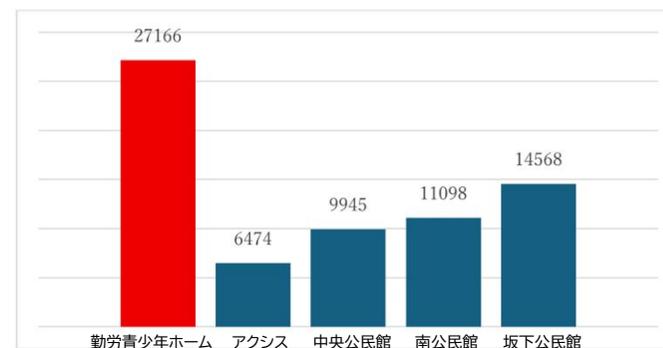
2 特定建築物
定期検査での指摘
【著しい老朽化】

- ◆ 勤労青少年福祉法に基づき、15歳～35歳の勤労青少年の福利厚生施設として昭和49年に設置
- ◆ 「勤労青少年福祉法」は「青少年の雇用の促進等に関する法律」に改正。
- ◆ 自治体の「勤労青少年ホーム設置」についての**努力義務規定がなくなった**。

- ◆ 外壁タイルの浮き、屋上防水層の亀裂について特定建築物定期検査にて指摘あり。
- ◆ 上記工事は、中央公民館修繕をもとに試算すると4000万円以上の経費がかかる。
- ◆ 上記以外でも、空調機の更新など修繕に多額の費用を要する。
 - …和室の空調機2機故障中のため、令和7年7月～10月は和室の使用中止
 - …事務室や講習室の空調機も2機中1機が不良。

【勤労青少年ホーム運営の経費】

経常的にかかる経費は年間約**1,900万円**です。
1㎡あたりの施設運営費を他の市内公共施設と比較すると右図のとおりとなります。



3 令和7年3月
駐車場土地
指定用途の解除

- ◆ 建物は平成9年に県から無償譲渡、駐車場の土地は令和元年度に県から購入。
- ◆ 購入の際の条件：5年間は「勤労青少年ホーム駐車場」の指定用途に使用すること。
- ◆ 令和7年3月で指定用途の制限が解除されたことにより、勤労青少年ホームを継続しなければならないという規定がなくなった。

4 令和7年度
勤労青少年ホーム
庁内検討会議

- ◆ 勤労青少年ホームを公民館やコミュニティセンター・地域センター等に用途を変更して建物の活用を継続することは困難。
- ◆ 行政需要としては、特別養護老人ホームを設置するための用地としての需要

5 利用者アンケート
実施

- ◆ 建物が使えなくなるまでは施設を残してほしいという意見が多い。
- ◆ 「勤労青少年ホーム」という名称はわかりにくい、使用料金がかかる場合、価格に応じて使用をやめる、という意見多数。

6 ・ 公共施設
マネジメント推進委員会
・ 政策会議

- ◆ 令和9年3月末までに勤労青少年ホームを廃止し、特別養護老人ホーム建設用地とすることについて、庁内の合意形成。

勤労青少年ホーム廃止の検討に係る今後の流れ

1 勤労青少年ホーム
利用者意見交換会

- ◆ 勤労青少年ホームの現状や廃止の検討に至った経緯について利用者に説明
- ◆ 勤労青少年ホームを活動拠点とする方に向けた代替施設の提案
- ◆ 運営に関する利用者のご意見について意見交換



2 令和8年5月頃
市民参加
パブリックコメント

- ◆ 勤労青少年ホーム条例の廃止に関するパブリック・コメント等実施
- ◆ パブリック・コメントと同時に市民説明会を実施予定



3 令和8年9月
市議会9月定例会
上程

- ◆ 和光市勤労青少年ホーム条例の廃止に関する議案上程

利用者アンケートの結果について

- **実施期間** 9月19日（金）～10月15日（水）
- **対象者** 勤労青少年ホーム利用者（令和7年度利用登録者）
- **回答数**
 - ◀施設窓口の回収BOX▶ 121件
 - ◀電子申請▶ 8件

アンケート結果（別紙参照）

- 結果資料①【アンケート集計】選択肢回答まとめ
- 結果資料②【アンケート集計】自由記載抜粋



アンケートに
ご協力ありがとう
ございました

利用者アンケートの結果について

- 利用者は高齢層・無職含む非就労層の比率が高く、市内居住者が約6割。
- 開館縮小は賛否拮抗（反対系60、賛成系37、中立29）
- 有料化は「継続33、やめる29、中立43、金額次第等18」と価格弾力性が高く、設定額に敏感。
- 施設の方向性は「現状維持で最低限の維持管理で存続」が最多（70）。次点は「用途変更・複合化で存続」（46）。廃止は少数（2）。

代替施設について

勤労青少年ホーム利用者ごとに代替施設となり得る施設をピックアップしています。
ご興味ある方は意見交換会後に個別にお申し出ください。

講習室・和室・工作室

(例) 新倉北地域センター 会議室



●地域センター・ コミュニティセンター

【登録要件】抜粋

- ・5名以上
(18歳以上で市内在住・在勤・
在学のいずれか) で構成
されていること
- ・構成員の半数以上が市内
在住・在勤・在学の者である
こと
- ・1世帯のみの構成でないこと

●公民館 和室

各公民館に和室が
あります。

公民館利用案内

軽体育室

(例) アクシス アリーナ



●勤労福祉センターアクシス

※団体登録が必要です

【登録要件】抜粋

- ・10名以上
- ・構成員の7割以上が
市内在住・在勤・在学の
団体は市内料金

●総合体育館

団体利用のほか、ヨガやダンス
など、個人で参加できるプログ
ラムも実施しています。

●公民館 体育室 (中央・南) 講堂 (坂下)

音楽室

(例) 総合児童センター 音楽スタジオ「あか」



●総合児童センター

9:00～19:00

18歳又は高校生以下 (無料)

19:00～21:00

18歳又は高校生以上 (有料)

市内 500円/1時間

市外 1,000円/1時間

●公民館

・中央(視聴覚室・音楽室)

・坂下(視聴覚室)

・南(視聴覚室)

【登録要件】抜粋

・5名以上(2世帯以上)

・市内・市外団体登録可

※市外団体は一般料金の2倍

調理室

(例) 南公民館 調理実習室



●公民館 調理実習室

各公民館に調理実習室がありま
す。

【登録要件】抜粋

- ・5名以上(2世帯以上)
- ・市内・市外団体登録可
- ※市外団体は一般料金の2倍

●下新倉小学校 特別教室

【登録要件】抜粋

- ・5名以上
- ・代表者が市内在住・在勤・
在学の20歳以上
- ・構成員の半数以上が
市内在住・在勤・在学

※公民館、勤労福祉センターは65歳以上の方で構成する団体、15歳以下の方で構成する団体、障害者の方で構成する団体は減額登録することができます。※詳細は担当課へお問い合わせください。

勤労青少年ホームに関するご意見がございましたら
ご発言ください

